

国民健康保険税の税率改正のお知らせ

～ 令和12年度統一保険料（税）に向けて国保の税率を見直します ～

国民健康保険は、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが納めた国民健康保険税と国などの公費により成り立っています。

北海道では、加入者負担の公平化を図るために、令和12年度を目途に道内のどこに住んでいても同じ所得、年齢、世帯構成であれば同じ保険料（税）とする「保険料水準の統一」を目指しています。

これを受け、町では、賦課方式を北海道が示す3方式（所得割・均等割・平等割）へ変更していくとともに、安定的な財源確保のため、次のとおり段階的に税率の見直しを行います。

○資産割の廃止

当町ではこれまで賦課4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）で算定してきましたが、北海道の資産割廃止の方針を受け、資産割を段階的に引き下げ、令和8年度末をもって廃止します。

○税率の改正

資産割の段階的な引き下げによる税収不足を補うため、令和7年度から令和9年度までの3カ年をかけて、所得割、均等割、平等割の税率を段階的に引き上げます。

○負担軽減策の実施

- 上記の改正による負担軽減策として、次の2つの激変緩和措置を講じています。
- ・18歳以下の子どもに対する軽減措置の導入
- ・子育て世帯への負担軽減として、現在、国が実施している均等割5割軽減の対象を『未就学児』から町独自に『18歳以下の被保険者』まで拡大しています。
- ・国保税の納期の変更
- ・国保税の納期を現行の『7期』から『10期』に変更し、1期当たりの負担軽減を図っています。

■令和8年度の税率

区分	医療分 (国保加入者全員)		後期分 (国保加入者全員)		介護分 (40～65歳未満の方のみ)		子ども・子育て分 (国保加入者全員)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	8.0%	8.5%	2.3%	2.7%	1.6%	2.0%	—	0.29%
資産割	38.0%	19.0%	12.0%	6.0%	4.0%	2.0%	—	—
均等割	26,000円	28,000円	8,500円	9,000円	7,800円	8,700円	—	1,000円
18歳以上被保険者均等割	—	—	—	—	—	—	—	100円
平等割	33,000円	33,000円	8,000円	9,000円	6,800円	7,100円	—	1,000円

令和8年4月より、子ども・子育て支援金制度が創設されます。この制度は、全ての世代や企業のみならず支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

■モデル世帯での比較

世帯構成・所得・資産	国保税額（年額）		
	令和7年度	令和8年度	比較
世帯構成：2人世帯（夫73歳、妻72歳） 所得種別：年金収入 2,680,000円【5割軽減】 資算割：23,500円	99,900円	102,400円	2,500円
世帯構成：2人世帯（夫66歳、妻64歳） 所得種別：営業所得 2,680,000円【軽減なし】 資算割：160,900円	879,000円	930,300円	51,300円
世帯構成：5人世帯（夫44歳、妻42歳、18歳以下の子ども3人） 所得種別：給与収入 4,474,000円【2割軽減】 資算割：なし	382,500円	426,000円	43,500円
世帯構成：4人世帯（夫43歳、妻50歳、18歳以下の子ども2人） 所得種別：給与収入 7,943,000円【軽減なし】 資算割：なし	720,700円	808,500円	87,800円

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ国保後期高齢者医療係 ☎0146・47・2113

自転車の交通ルール 再確認を

～ 青切符制度が4月から開始されています ～

令和8年4月1日から、自転車にも「交通反則通告制度（青切符）」が導入されています。

対象は16歳以上の運転者で、「ながらスマートフォン」や信号無視、飲酒運転など、113種類の違反行為が対象となり、違反した場合は反則金が科されます。

身近な移動手段である自転車も、ルール違反は重大な事故につながります。いま一度交通ルールを確認し、安全運転を心がけましょう。

- また、町では英語など複数の言語で日本の交通ルールを紹介するページを町ホームページ（右QRコード）に掲載しています。外国人の方への周知や企業での研修などにご活用ください。



交通ルールの詳細はこちら（新冠町HP）

- 問い合わせ先
町民生活課町民生活グループ社会係 ☎0146・47・2112

国民年金に関するお知らせ

令和8年度の国民年金保険料

令和8年度の国民年金保険料の金額は、1カ月当たり17,920円です。まとめて前払い（前納）すると、保険料の割引が適用されるのでおトクです。

また、国民年金保険料のほかに月額400円の付加保険料を納付することにより、将来の老齢基礎年金の額を増額できる制度があります。

国民年金保険料学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金への加入が必要ですが、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなっており、この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

○納付猶予について

年金を受給するのに必要な受給資格（納付期間）へ反映されますが、年金額へは反映されません。

○必要な添付書類

在学期間がわかる学生証のコピーまたは在学証明書（原本）

国民年金 会社を退職された方へ

勤務先を退職されたとき、20歳以上60歳未満の方は厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

また、退職された方に扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満）も同様に手続きが必要です。

○手続きに必要なもの

退職日が確認できるもの（社会保険離脱証明書など）

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係 ☎0146・47・2112

室蘭児童相談所による巡回児童相談

巡回児童相談では、育児や成長・発達などの問題について、室蘭児童相談所の児童福祉司および判定員が相談をお受けします。

- 対象者 18歳未満のお子さんとその保護者
- 相談内容 療育手帳の申請・更新、成長・発達・養育に関する相談
- 相談開催日 令和8年5月8日（金）、令和8年7月1日（水）、令和8年12月1日（火）
- 相談会場 新冠町役場会議室（予定）
- その他 相談に係る提出書類の作成など事前準備があります。相談を希望される方は1カ月前までに下記までご連絡ください。

●問い合わせ先 保健福祉課保健福祉グループ福祉係 ☎0146・47・2113